

令和2年第2回取手市教育委員会定例会会議録（公開用）

1. 招集年月日 令和2年2月26日（水曜日）午前9時
2. 招集場所 藤代庁舎 301会議室
3. 出席委員
教育長 伊藤 哲
教育委員（教育長職務代理者） 小谷野守男
教育委員 櫻井 由子
教育委員 猪瀬 哲哉
教育委員 石隈 利紀
4. 欠席委員 なし
5. 委員以外の出席者
教育部長 田中 英樹
教育参事 森田 哲夫
教育次長兼教育総務課長 石塚 幸夫
教育次長兼図書館長 大手 勉志
学務給食課長 三浦 雄司
指導課長 浅野 誠
スポーツ生涯学習課長 長塚 逸人
公民館課長 丸山 博
スポーツ生涯学習課 課長補佐 海老原 充
文化芸術課 課長補佐 染谷さおり
6. 書 記
教育総務課 課長補佐兼係長 蛭原 康友
教育総務課 主 査 谷口 京子
教育総務課 主 事 中村 翔
7. 議 事
報告第3号 取手市教育委員会職員 of 交通事故に係る注意喚起について（非公開）
議案第2号 取手市立福祉会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
議案第3号 取手市青少年センター青少年相談員及び特別青少年相談員規則の一部を改正する規則について
議案第4号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係要綱の整備等に関する要綱について
報告3 いじめ防止策等の取組み状況に関する報告について（一部非公開）
報告第4号 取手市立学校等給食運営協議会委員の委嘱について

- 報告第5号 令和2年第1回取手市議会定例会に上程する教育に関する事務について定める議案についての専決処分の承認について（取手市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について）
- 報告第6号 令和2年第1回取手市議会定例会に上程する教育に関する事務について定める議案についての専決処分の承認について（令和元年度取手市一般会計補正予算（第11号）所管事項の同意について）
- 報告第7号 令和2年第1回取手市議会定例会に上程する教育に関する事務について定める議案についての専決処分の承認について（令和2年度取手市一般会計予算（教育費）所管事項の同意について）
- 報告4 放課後子どもクラブにおける保護者からの相談について（非公開）

8. その他

- (1) 3月の行事予定及び教育委員会定例会の日程について

9. 会議の概要

午前9時02分開会

○教育長

ただいまの出席者は5名で定足数に達しております。令和2年第2回取手市教育委員会定例会は成立いたしました。

これより開会し、直ちに本日の会議を開きます。

配布物の確認を事務局からお願いします。

〔谷口主査が配付物について説明〕

○教育長

それでは、まず教育長報告をさせていただきます。

まず1点目に、新型コロナウイルス感染症に係る教育委員会の対応についてということで、先週の金曜日に市役所全体の会議を開きまして、市全体の行事の見直しということで、22日からの公民館行事等、不特定多数がおいでになる行事とか、食品を扱うような行事を中心にして見送りということで決めたところでございます。そのイベントにつきましては、5ページから9ページに記載してございます。

あと、学校関係でございますけれども、この問題が生じて以来、文科省、県の教育委員会から、各種通知が事務連絡という形でその都度来ているわけでございます。昨日、政府の基本方針が決定されたところでございますけれども、おおむねその方向性を見極めながら、一旦きのうの時点で、学校に注意喚起と子どもたちの欠席の取り扱い、あとは行事の検討ということで注意を促しまして、本日午後、校長会を開きまして、特に行事につきましては取り扱いについて協議を進めたいというふうに考えてございます。

2点目、取手市立学校給食センターで提供しました学校給食への異物混入についてでございます。これにつきましては既に御案内のとおりでございますけれども、2月

6日、宮和田小学校の2年生児童から異物混入ということで、長さ1.3センチ、太さ1ミリの針金のようなものが入っているということで担任に訴えがありました。すぐに担任が、その異物を取り除くとともに、教頭を通じて給食センター並びに教育委員会へ報告がございました。異物混入の原因等を探ったわけでございますけれども、竜ヶ崎保健所の検査におきましても、異物混入の原因というものは特定されませんでしたけれども、これにつきましては調理器具や調理機器などの再確認と点検と、日常点検の徹底を図るということ等を含めまして、再発防止を図っているところでございます。こちらにつきましては、給食センター、食材の納入業者ともども再発防止ということで徹底を図っているところでございます。

3点目、統計グラフコンクール作品の紛失事案につきましてでございます。こちらにつきましても御案内してございますけれども、県の統計グラフコンクールに出品し、県の審査から返却された統計グラフの作品11点を紛失した事案ということで、10月15日に県から責任校に作品が郵送されてきたところでございます。その過程で学校で紛失したところでございます。12月25日に発覚しまして、それ以降、学校等で細かに捜索と申しますか、探す努力をしましたが見つかりませんでした。学校と協議をいたしまして、作品にかかる22の家庭を訪問し、謝罪することにいたしました。7家庭については謝罪をいたしました。15家庭につきましては謝罪のための連絡をいたしましたところ、電話の謝罪で結構ですという回答をいただきましたので、そういった形で対応させていただきました。また、こちらにつきましては、1月30日から市の作品展の会場に、今回の経緯の説明と謝罪、紛失した作品名と作者の氏名が書かれた掲示物を掲載したところでございます。

4点目、取手市総合教育会議についてでございます。1月29日午前9時15分から、教育委員の皆様にも御出席いただきまして、藤井市長と懇談を進めたところでございます。当日は、1つは教育大綱の改定についてということ。2つ目として、取手市立中学校の生徒の自死事案に係る再発防止策についての2点を議題といたしたところでございます。当日は、活発な議論ということで、意見交換を進めることができたと考えてございます。

5点目でございます。取手市の新しい学校教育3つの取り組みに対するPTA会長等への説明についてでございます。2月8日土曜日、各小中学校のPTAの会長、副会長にお集まりいただきまして、説明会を開催いたしました。20校中1校につきましては、行事がありまして出席できませんでしたので、欠席された1校につきましては、当該校のPTA運営委員会の中で、同じ資料を使いまして校長から説明をさせていただきました。その際には、保護者の皆さんと一緒に、取手に合う、取手の子どもたちにふさわしい教育を考えていきたいということで説明をしたところでございます。保護者の方からは、いろいろな御質問が出ましたけれども、乗り越えなければならない課題として真摯に受けとめまして、どうしたら課題を乗り越えられるかという視点で学校と一緒に考えていくことをお伝えいたしました。こちらにつきましては、現在、学校でPTA総会等で説明を行っているところでございます。その過程でいろいろな疑問点が出てくると申しますけれども、そういった問題点を教育委員会でも集約いたしまして、学校と一緒に課題解決に向けた努力ということで解決を図って、新しい取り組みを進めていきたいと考えてございます。

6点目、ユーバ市民訪問団の交流についてでございます。2月10日から17日までの8日間ということで、ユーバ市から22名の訪問団をお迎えいたしました。こちら

につきましては、12日と13日の2日間、ホストファミリーの家の中学生が通学している学校に登校いたしまして中学校の生活を体験したところでございます。また一般の参加の方は、取手第二中学校に訪問いただきまして授業参観、給食の試食、あとは私どもとの教育懇談会ということで、取手市の教育についても説明をいたしたところでございます。

7点目、取手市民美術展（市展）についてでございます。こちらにつきましては、アートギャラリーでは1月16日から26日まで、第50回取手市民美術展（市展）日本画・洋画・彫刻の部を開催したところでございます。日本画の部、彫刻の部、それぞれに市長賞等を贈ったところでございます。来場者につきましては2,863人で、一日平均260人の来場者でありまして、昨年度に比べ4倍という形になってございます。また、1月30日から2月16日にかけては、取手市立小中学校児童生徒作品展を開催したところでございます。絵画の部、書写の部、統計グラフの部、科学研究・発明工夫の部等で展示したところでございます。来場者は4,053人ということで、昨年度に比べ3倍の方においでいただきました。現在は、第50回市民美術展（市展）の書・写真・工芸・デザインの部を3月1日まで開催しているところでございます。

8点目、埋蔵文化財センター企画展 開館20周年記念・第47回企画展「古墳から律令の時代へー取手市の奈良・平安時代の遺跡ー」についてということで、なかなか展示の機会がない奈良・平安時代の市内の遺跡で発掘された出土物等を展示しているところでございます。

9点目、取手図書館の工事休館と臨時窓口開設につきましてでございます。取手図書館では、空調設備改修工事のために3月2日から4月28日までを休館といたすところでございます。休館中は、図書館に隣接の福社会館に臨時窓口を設置します。臨時窓口の開設時間は、午前9時半から午後5時までとなっております。

私からの報告は以上でございます。

これより本日の議事に入ります。

委員の皆様にお知らせをいたします。この後、議題となります報告第3号、取手市教育委員会職員の交通事故に係る注意喚起については、事務局職員の人事に関する報告案件となります。よって、議事を非公開とすることを発議したいと思っております。

お諮りいたします。報告第3号の議事につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書きの規定により、議事を非公開としたいと考えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

御異議ございませんので、報告第3号の議事は非公開といたします。

傍聴の皆様をお願いをいたします。本件に係る議事は、ただいま非公開とすることが議決されました。本件の議事が終了するまでの間、傍聴者の皆様には御退席をお願いいたします。

傍聴の皆様が御退席になりますので、暫時休憩といたします。

午前9時17分休憩

午前9時18分再開

○教育長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

報告第3号、取手市教育委員会職員の交通事故に係る注意喚起についてを議題とい

たします。

本件についての説明を求めます。田中教育部長，お願いいたします。

(非公開のため説明・審議は省略)

○教育長

御異議なしと認めます。よって，報告第3号は報告のとおり承認することに決定をいたしました。

非公開とした件の議事が終了いたしましたので，会議の非公開を解除いたします。

傍聴人の入場を認めます。傍聴人入場のため，自席にて暫時休憩といたします。

午前9時20分休憩

午前9時21分再開

○教育長

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第2号，取手市立福祉会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

本件について説明を求めます。染谷文化芸術課課長補佐お願いします。

○文化芸術課課長補佐

議案第2号，取手市立福祉会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について，御説明いたします。

こちらは，文化芸術課で所管している福祉会館の利用手続について，利用者の公平性の観点から申請基準を改めるため，規則の一部を改正するものです。1枚めくっていただいて1ページをお開きください。改正箇所は，表の中の下線の部分になります。改正前では，利用の手続として，第2条第2項で「前項の利用申請書は，利用日（利用しようとする日が引き続き2日以上であるときは，その初日）前6カ月から7日までの間に市長に提出しなければならない。」とあります。例えば，きょう2月26日であれば，6カ月後の8月26日の予約が可能になります。3日連続で予約したい場合は，きょう26日に申請して，8月26，27，28日まで予約ができることになっています。しかし，1日未満の利用申請の場合は，本日申請するのは，8月27日，28日分の予約はできません。あした，あさってに申請しないと予約ができない状態になっております。このように，6カ月前の初日の受付に関しては，複数日申請と1日申請とで予約できるタイミングが公平でない状態です。特に福祉会館は，利用団体数に比べ圧倒的に部屋数が少ない施設になっております。広く多くの団体に利用してもらいたいと考えておりますので，このようなことから6カ月前最初の予約については，括弧書きの部分を削除しまして，利用したい日の6カ月前からの予約に改正するものです。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長

本件についての説明は以上です。

本件に対する質疑，御意見ございましたらお願いをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

よろしいですか。それでは質疑，御意見なしと認めます。これにて質疑，御意見を終結いたします。

お諮りいたします。議案第2号は，原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

御異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり決定をいたしました。

続いて議案第3号、取手市青少年センター青少年相談員及び特別青少年相談員規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

本件についての説明を長塚スポーツ生涯学習課長お願いします。

○スポーツ生涯学習課長

それでは、議案第3号、取手市青少年センター青少年相談員及び特別青少年相談員規則の一部を改正する規則について、御説明をさせていただきます。

提案理由といたしましては、これまで特別非常勤職員として委嘱しておりました、取手市青少年センターの青少年相談員及び特別青少年相談員につきまして、取手市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第24号）の令和2年4月1日施行に伴い、所要の整備を行うため、本規則の一部を改正するものでございます。

まず、次のページ、1ページをご覧ください。表の右側が改正前、左側が改正後となります。第3条、見出しの改正前「(委嘱)」を改正後「(委嘱及び任命)」とし、同条第1項第3号の改正前「職員」を削除し、改正前同条同項第4号を改正後同条同行第3号とし、同条第2項中の改正前「委嘱する」を改正後「任命する」といたします。

続きまして、第4条第1項中の改正前「2年」を改正後「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間」とし、同条同項第1号に「相談員 2年」、同条同項第2号に「特別相談員 1年」を追加いたします。

続きまして、第5条の見出しの改正前「(業務内容)」を改正後「(業務内容等)」とし、改正後の同条第2項に「前項各号に掲げる業務のほか」を追加し、同条第3項に「特別相談員は、原則として青少年センターに1週間当たり3日間勤務するものとする。」を追加いたします。

続きまして、第11条見出しの改正前「(報酬及び費用弁償)」を改正後「(謝礼等)」とし、同条第1項を「相談員に対し支払う謝礼の額は、別に定める金額とする。」に改め、同条第2項「特別相談員に対し支給する報酬及び費用弁償の額は、取手市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第24号）に定めるところによる。」を追加いたします。

また、3ページをご覧ください。様式第1号の改正前性別記入欄「男・女」を改正後、庁内統一任意表記のとおり「男・女・自由記載（ ）」と改めるものでございます。次に4ページをご覧ください。附則といたしまして、この規則は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○教育長

本件に対する説明は以上です。

質疑、御意見ございましたらお願いをいたします。

○櫻井委員

第3条のことでお伺いしたいんですけど、資料1ページ、第3条改正前は「相談員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。」というので(1)及び(2)、(3)市職員だったのが、これは抜けて、市職員がなくなるという形よろしいのでしょうか。

○スポーツ生涯学習課長

お答えいたします。これまでの実績の中で、市の職員が青少年相談員になったということがなかったということもありまして、この改正に合わせて、この部分を削除するものでございます。

○櫻井委員

では、確認させていただきますと、第3条は（1）学校教員、（2）民生委員・児童委員で、（3）その他市長が認めた者、この3つの項目でよろしいでしょうか。

○スポーツ生涯学習課長

そのとおりでございます。

○石隈委員

小さいことですが、街頭指導カードで、男性、女性、自由記載が入ったということは、今日のLGBT等の関連で進んだと思うんですけども、そういう視点で行為のところを見ますと「婦女いたずら」というのがあって、趣旨はわかるんですけど、これも今後もうちょっと広く考えたほうがいいかなということで、「性的いたずら」とか、同性同士の場合もありまして、今すぐにといいわけではなく、今後の検討課題かなと思ってお話しした次第です。

○スポーツ生涯学習課長

お答えいたします。その件に関しては今後、調査研究してまいります。

○教育長

そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

よろしいですか。それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結いたします。

お諮りいたします。議案第3号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

御異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり決定をいたしました。

議案第4号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係要綱等の整備等に関する要綱についてを議題といたします。

本件について、各担当課長の説明を求めます。まず、浅野指導課長お願いします。

○指導課長

それでは、議案第4号について御説明いたします。こちらの提案理由といたしましては、地方公共団体で任用している臨時職員及び非常勤職員について、令和2年4月1日から新たに会計年度任用職員の制度が導入されるということに伴い、関連する要綱の改正及び廃止を一括して行うとともに、あわせて文言の整備を行うものでございます。

1枚めくっていただいて、1ページをご覧ください。まず最初でございますのが、取手市スクールカウンセラー設置要綱の一部改正になります。こちらにつきましては、先ほどの提案理由にも述べさせていただいたとおり、身分として特別職の非常勤職員とする。こちらが会計年度任用職員になることから、削除いたします。あわせて「委嘱」というところを「任命」というふうに文言を改めさせていただきます。

また、こちらの第9条を見ていただきますと「勤務場所は、教育長が別に定める勤務計画によるもの」と書かれているもの、こちら「教育長」という部分を「教育委員会」が定めるという形に文言を整理させていただいております。また、下がっていきますと、同じく9条のところですが——すみません10条でした。報酬のところ、こちら会計年度任用職員になることから、非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に基づき支給するという部分を削除させていただいております。こちらの関係で削除した条例があることから、新しいほうでは10条までという形に整理させていただきました。

続きまして、スクールソーシャルワーカー設置要綱の一部改正になります。こちらスクールカウンセラー同様、特別職の非常勤職員が今回、特別職の非常勤職員にならないということから、会計年度任用職員という形になりますので、こちらの部分を削除させていただいております。また、先ほどと同じように文言の整理として、「委嘱」を「任命」に統一し、また「教育長が別に定める」というところを「教育委員会が別に定める」という形で文言の整理をさせていただいております。さらに、10条の部分、こちら報酬に関するものが別になりますので、削除という形で、12条あったものが10条に繰り上がるという形になっております。

続きまして、取手市教育相談員設置要綱の一部改正になります。こちら前の2つと同じように、これまで特別職の非常勤職員であったため、こちらを会計年度任用職員に変更になるという形で、こちらの身分というところを削除させていただいております。また、「委嘱」を「任命」に、これは同じです。さらに「教育長が定める」を「教育委員会が別に定める」というふうに、同じく文言の整理をさせていただいております。報酬についても、先ほど御説明したとおり削除させていただき、こちらこのような形で調整させていただいております。ちょっとこちらのほうは、本来であれば削除して8条まで来ておりまして、その後、この部分が9条になると思います。ちょっと確認させていただきたいと思います。こちら確認している間に先に進ませていただきます。

続きまして、特別支援教育相談員設置要綱の一部改正です。こちら同様に「委嘱」が「任命」というふうに改正後変わります。さらに、身分を非常勤特別職とするという条項がなくなる関係で、こちら「第8条及び第9条」を「第7条及び第8条」ということで、条が繰り上がるという形になります。

その次になります。取手市立小学校及び中学校の日本語指導員取扱要綱の一部改正となります。こちらのほうにつきましては、こちら会計年度任用職員が4月1日から対象になるために——すみません、5ページの改正前のところの「取手市一般職の非常勤職員及び臨時職員の任用に関する要綱に定めるもののほか」という部分が削除となります。あわせて、文言整理のため「教育長」という部分が「教育委員会」というふうに変更させていただくとともに、任用期間が1年を超えない範囲で任用期間の更新を行うことができるというふうに変更させていただくものでございます。その他、会計年度任用職員の任用に合わせて改正した形で、先ほども言ったように全体の文言の整理、勤務の条件等をさせていただいているということになります。指導課は以上でございます。

○教育長

続いて三浦課長。

○学務給食課長

それでは、取手市立学校司書設置要綱の一部改正、こちら以降、学務給食課で説明させていただきます。まず、取手市立学校司書設置要綱の一部を改正する要綱についてでございますが、まず第1条「取手市一般職の非常勤職員及び臨時職員の任用等に関する要綱に定めるもののほか」こちらの一文でございますが、こちら要綱が廃止されることに伴いまして、この文言を削除しております。

続きまして、第2条につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律上、人事関係につきましては教育長に委任できる業務ではないことから、このたび教育委員会に修正するものでございます。これ以降、教育長から教育委員会へ名称を変更するものにつきましては、同様の理由になります。続きまして第5条、こちらにつきましては、第5条の賃金でございますけれども、人事課の会計年度任用職員の規則で定めることになっておりますので、この条文は削除しております。

続いて、9ページの取手市教育補助員配置要綱の一部改正についてでございますが、この要綱に出てきます、教育長から教育委員会への名称変更につきましても、先ほど説明させていただきましたとおり、人事関係につきましては教育長に委任できる業務ではないことから、教育委員会ということで変更しております。

続きまして、第5条第3項の教育補助員の配置期間及び時間につきましては、勤務形態そのものが校長先生が決めるものではございませんで、任命権者の教育委員会が決めるものですので、そこは変更させていただきました。続きまして、改正前の第6条、教育補助員の身分につきましては、こちらにも会計年度任用職員が始まることから削除させていただいております。

続きまして、取手市ティームティーチング非常勤講師取扱要綱の一部改正について、こちらですが、まず表題のほうの取手市ティームティーチング非常勤講師取扱要綱の「非常勤」を削除しております。こちらにつきましては、会計年度任用職員が4月から始まることに伴いまして、よりわかりやすい表現に改めたものでございます。これ以降に出てきます変更内容につきましても、同様の理由でございます。第1条の趣旨につきましては、先ほど学校司書でも出てきましたとおり、こちらの要綱が廃止になるため削除しております。続いて、第2条の任用につきましては「教育長」から「教育委員会」への変更、こちらにも先ほど述べたとおり、人事に関係につきましては教育長に委任できる業務ではないことから変更しております。

様式につきましては、例規集に載せる際の手違いにより漏れておりまして、このたび、こちらを修正しております。第4項の修正後は「前項各号に掲げる」の部分につきましては文言の修正であります。改正前の第5項につきましては、会計年度任用職員は地方教育行政の組織及び運営に関する法律上、除外に該当することから、こちらは削除したものでございます。改正前の3条、こちらの身分につきましては、今まで説明しましたとおり、会計年度任用職員が始まることから削除させていただいております。続きまして、改正前の第6条、改正後の第5条ですけれども、こちらの勤務校及び勤務日等及び次のページに移ってしまいうんですが、改正前第7条と改正後第6条、その他につきましては、勤務形態などを決めるのは、教育長や校長ではなく教育委員会であることから修正しております。そして、最後ですが、この規則に様式が何らかの理由で漏れておりましたので、追加しております。

なお、この要綱につきましては、令和2年4月1日から施行します。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○教育長

浅野課長，先ほどの件をお願いします。

○指導課長

それでは，申しわけございません。4ページにあります，取手市教育相談員設置要綱に係る部分になります。そちらで，改正後のところの最後が「第11条 この要綱に定めるもののほか，必要な事項は教育委員会が別に定める。」というところがございます。こちら「11条」ではなく「9条」になりますので，そちらの訂正をお願いいたします。以上です。

○教育長

説明につきましては，以上でございます。

説明につきまして質疑，御意見ございましたらお願いいたします。

○小谷野委員

4ページにあります特別支援教育相談員設置要綱の中で，改正後の第6条第2項の中に，勤務時間については，これまでの「8時間」を「6時間30分」というふうに軽減していると思うんですが，これの理由があったら教えてください。

○指導課長

こちらに関しましては，この会計年度任用職員の勤務に関するもので，これまでの非常勤特別職と同じような賃金形態で勤務できるというところ。それから，これは相談員さんとも相談させていただいてるんですが，この勤務時間内で勤務が可能であろうというようなことから，このような形で勤務時間を設定させていただいています。

○小谷野委員

ありがとうございました。

○教育長

ほかにもございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

それでは質疑，御意見なしと認めます。これにて質疑，御意見を終結といたします。

お諮りいたします。議案第4号は，原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

御異議なしと認めます。よって，議案第4号は原案のとおり決定をいたしました。

この後，議事の進行上，順番を入れかえまして，報告3を先に審議したいと思います。

報告3，いじめ防止策等の取組み状況に関する報告についてを議題といたします。

報告事項1点目について，報告を求めます。浅野指導課長お願いします。

○指導課長

それでは，報告3，いじめ防止策等の取組み状況に関する報告をさせていただきます。まず，取手市の新しい学校教育3つの取組みについてのPTA会長への説明会，こちらの実施の報告をさせていただきたいと思っております。

資料1と書かれているところをご覧ください。こちらに関しましては，令和2年2月8日土曜日の10時から11時30分まで，取手市福祉交流センターの多目的ホール——失礼しました。多目的ホール堂となっておりますが，多目的ホールで開催を

いたしました。出席者としましては、こちら教育委員会から教育長、教育部長含め、教育参事、教育次長、そして指導課の私、学務給食課長及び指導課のその他職員という形で、主催者として参加しました。また、櫻井教育委員にも、こちら参加していただきました。さらに、猪瀬教育委員に関しましては、藤代中学校のPTA会長という御立場でしたが、こちらに参加していただいております。参加者としましては、市内の小中学校19校のPTA会長又は副会長、合計20名が参加しております。傍聴者としまして市議会議員の方が5名、また報道機関も6社、こちらに入りました。

そして、この次のページをご覧ください。こちらにプレゼンのデータがございます。こちらはPTA会長への、取手市の新しい学校教育3つの取組みについての趣旨の説明のために作成したプレゼンでございます。こちらを使いまして、この3つの取組み、全員担任制・チーム指導、それから教育相談部会システム、さらに2学期制という3つの取組みについて、1つ1つプレゼンを使ってPTAの会長・副会長に説明させていただきました。それを約20分程度行ったところでございますけれども、その後、PTA会長・副会長から質疑応答という形で御意見をいただきました。その御意見の中から主なものとして4番——申しわけございません。資料1の一番最初に戻っていただきたいんですが、4番のところがございます、PTA会長・副会長からの主な意見等という形で、このような形の意見が出されたところでございます。

まず、全員担任制・チーム指導、こちらについては面談をする教員を選べるということについて質問といたしますか、意見がございました。意見としましては、この面談をする教員が集中するのではないかということから、教員の負担増にならないか。それから、教員の意欲、逆に指名がないということから意欲の低下につながらないかなどというお話がございました。それについては、先進校といたしますか、麴町中学校の事例等も交えて、そういうことを麴町中学校でも危惧をしたが、そういうことはなかった。また、現在、こちらの面談についても2人で執り行って、チームで面談を行うなど、そういう負担軽減又は意欲の低下を防ぐような工夫を各学校としているという形で御返答させていただいているところです。

また、相談が集中する教員ができることで、対応に遅れが出ないかというお話もありました。こちらについても、先ほどの先進校の例を挙げ、そういう集中ということが特になく、かえって分散されたというお話を上げるとともに、もしそういう状況が起きた場合には、教育相談部会等で連携して進めていくというお話をさせていただいているところです。また、担任が代わるときの正確な情報の共有をお願いするという依頼、さらに教員の小さな気付き、こちらが埋もれることなく確実に共有されるようお願いしたいという依頼がございました。

また、全員担任制になることにより、責任の所在が不明確になるのではないかというお話もございましたが、こちらについては管理職もいるので責任の所在はしっかりしているというお話をさせていただいております。また、全員担任制の変更のサイクルと生徒への周知についてということで、サイクルについては、そのときの学校、そして学級等の状況を考えながら、学校ごとに設定をしていくというお話で、今協議をしているということをお答えさせていただいております。

続きまして、教育相談システムについて、こちらについては教育相談部会も含めての守秘義務についてということでお話がありました。こちらについては、この守

秘義務については、今後も検討していくということでお話しさせていただいております。さらに、これは意見ではなくお話ということで、質問ではなく意見ということで、教育相談部会という形で今後、組織的に事に当たってくれるということについて感謝するという御発言もございました。

2学期制については、2学期制先進地区の情報について、メリットやデメリットはということで、こちらについては守谷に聞き取りをしているということで、そういう例も踏まえ、特にデメリット的なものは聞き及んでいないということでお話しさせていただいております。

その他としましては、この取組みについての評価と検証、それをもとに、今回の改正で終わるのではなく、今後もさらによく改善を進めていってほしいという意見を伺っております。

以上、簡単ではございますが、1つ目の報告について終わらせていただきます。

○教育長

1点目についての報告は、以上でございます。

この件について質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

○猪瀬委員

私もこのときに参加させていただきまして、市内の小中学校20校のうち1校欠席なんですけれども、私もよく知っておりまして、来年度にかかわる大事な運営委員会があるということで欠席されまして、それでも、私どもで同日に同じ資料をその会長に手渡ししてありますので、この情報共有はしっかりされているというのを参加したほうとして御報告させていただきます。以上です。

○石隈委員

御説明ありがとうございます。各PTAの方々の御心配とか期待というのがよくわかりました。それに関して3点なんですけど、相談する教員を選べるということについての期待と心配があるということがよくわかりました。これに関して言えば、これから児童生徒に全員担任制とかチーム指導について先生方が話すときに、その相談することとか依存するとかSOSを出すことについて、文部科学省もSOSの発信力を高めようということをやっていますので、ぜひ児童生徒にそういう何らかの形で一緒に考えるというか、ガイダンスの時間をきっちり4月、5月と設けていただければいいなと思います。今、依存という言葉を使いましたが、今いろいろな障害のある人の支援も含めて、自立とは何だろうと考え直すことがふえてきて、釈迦に説法ですけど、自立とは依存しないことではなくて、依存先を複数持つことであるという言い方が一般的にされてきて、そういった意味で全員担任制・チーム指導体制は、担任だけじゃなくて困ったときにいろいろな人を選びながら相談できるというのはとても新しい試みなので、ただ、それが活用する児童生徒の側が理解していないとできないので、ぜひそういうのを共有してほしいと思います。これが1点目。

2点目は、相談部会の中での守秘義務についてというのは、御心配があったということはおもったもので、ぜひ相談部会での守秘義務、これは集団守秘義務という言い方をします。個別の教師と子ども、スクールカウンセラーと子どもとの守秘義務ではなくて、グループであなたの問題については共有して応援しますよというスタイルなので、集団守秘義務についての簡単なガイドラインというか、このことは集団だけにしますとか、このことは緊急の場合には管理職や職員会議に上げますと

かというようなことの簡単なガイドラインをつくっておくと思います。

3つ目の取組みについての評価と検証は、今、教育委員会の関係者の方々と私も協力させていただいているということをお報告したいと思います。

○教育長

石隈委員からの貴重な御意見ありがとうございます。

子どもたちにどうやって受けとめてもらうか、非常に大事なことなので、きちんとしたガイダンスをしたいと思います。あと、守秘義務についてのガイドラインというのは、私たちも本当に必要性を感じてまして、これについてはスーパーバイザーともご相談、石隈委員とも……

○石隈委員

もちろん御協力しますので、これは前からよくあることで、一対一ではなくて集団での守秘義務のガイドラインがつかれると思います。

○教育長

その区分けといいますか、仕分けをした上でということですので、改めて取り組みたいと思います。

○小谷野委員

P T A関係に事前に報告ができたというのは、とてもよかったんじゃないかと思うんですね。ただ、今後やはり、こちらから投げかけた以上、ある程度こちらでも受ける場所をつくらないといけないと思うんですね。各学校でもそれは行われると思うんですけど、市P連関係の集まりの中で、やはり委員会でもまた行かれて、意見を聴取していったって、その時々の内容的なものはきちんと把握していくということは今後必要になってくるだろうと思いますので、多分考えていらっしゃると思うんですけど、ぜひお願いしたいと思います。以上です。

○指導課長

今お話がありました、P T A関連とのお話なんですけれども、現状といたしましては、P T A会長への説明を終えました。そして今、学年末又は学期末のP T Aの会議が学校で行われております。その際に、各学校の校長や教頭から、今回のことについて、教育委員会からの説明という形で資料も提供いたしまして、各保護者の方にさせていただいているところです。それに関して質問が出たことについては、今現在こちらでも集約をしているところでございます。また、こちら今お話があったように、さまざまな疑問や質問というのはこの後出てくるかと思っております。それに関しましては、今年度だけではなく、この後進めていく中で出てくるいろいろな疑問についても対応できるようにしてまいりたいと考えているところでございます。

○教育長

よろしいですか。そのほかございますか。

こういった保護者初め、いろいろな質問点についてはきちんと集約をして、それを各学校と教育委員会がきちんと共有できるようなことで、今、準備を進めていますので、また教育委員の方々も含めて御意見をちょうだいできればと思っております。

それでは、1点目につきましては以上でよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

質疑、御意見なしと認めます。

続きまして、報告3の2点目について、委員の皆様にお知らせをいたします。報告3の報告事項2点目につきましては、いじめ事案に関する個人が特定できる情報を含む報告内容となっております。よって、議事を非公開とすることを発議したいと思っております。

お諮りいたします。報告3の報告事項2につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書きの規定により、議事を非公開としたいと考えますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

御異議ございませんので、報告3の2点目については非公開といたします。

恐縮でございます。傍聴者の皆様には、非公開ということで退席をお願いいたします。

自席で暫時休憩といたします。

午前10時03分休憩

午前10時04分再開

○教育長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

報告事項2点目についての説明を浅野指導課長お願いします。

(非公開のため説明・審議は省略)

○教育長

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて報告3の質疑、御意見を終結といたします。

以上で報告3の議事を終了といたします。

ただいま非公開としました件の議事が終了いたしましたので、会議の非公開を解除いたします。

〔会議室開鎖〕

○教育長

議事を再開いたします。

続いて報告第4号、取手市立学校等給食運営協議会委員の委嘱についてを議題といたします。

本件についての説明を三浦学務給食課長お願いします。

○学務給食課長

それでは報告第4号、取手市立学校等給食運営協議会委員の委嘱について、御報告させていただきます。

3ページの取手市立学校等給食運営協議会条例第3条の組織にあります協議会委員のうち、第2号委員である取手市立学校のPTA代表者が令和元年11月に辞職したことから、新たに取手市立宮和田小学校PTA会長の細田貴義氏を委員として委嘱することについて、教育委員会を開催するいとまがなかったので、取手市教育委員会の教育長に対する事務専決規程第2条第1項の規定により、教育長が専決したため、同条第3項の規定により教育委員会の会議に報告し、承認を求めるものです。

今回の委嘱期間でございますが、委嘱期間は令和2年2月3日から令和2年10月31日となります。なお、細田氏を含めました新たな委員名簿につきましては2ペー

ジの委員会名簿のとおりとなっております。

現在まで協議会で協議している内容を再度ご説明させていただきたいと思えます。昨年10月に消費税率の改定に伴いまして、今後の給食費の取り扱いと取手市立小中学校の学校給食の運営方式の再検証について、今現在検討しております。運営方式につきましては、取手地区が各学校に設置した給食室による単独校調理方式、藤代地区が給食センターによる共同調理場を調理方式で運営しております。合併後、平成18年に開催されました取手市立学校等給食運営協議会、そちらにおきまして取手市立小中学校の学校給食方式を単独自校方式とする答申を受けまして、教育委員会で方針を定めたところがございます。しかし、その後発生しましたリーマンショックによる税収減や東日本大震災に伴う学校施設の耐震化、そちらを優先的に進めてきたことなどの理由によりまして、現在も引き続き2つの方式による運用を行っている状況でございます。そのため、昨年度から給食運営協議会を再度開催して再検証を行っているような状況でございます。今後につきましては、2月28日に第6回目の協議会開催して、委員間で議論を深めてまいりたいと考えております。

以上で報告を終わります。

○教育長

説明については以上です。

本件について質疑、御意見ございましたらお願いをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

よろしいですか。それでは質疑、御意見なしと認めます。質疑、御意見を終結いたします。

お諮りいたします。報告第4号は、報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

御異議なしと認めます。よって、報告第4号は報告のとおり承認することに決定いたしました。

続いて報告第5号、令和2年第1回取手市議会定例会に上程する教育に関する事務について定める議案についての専決処分の承認について（取手市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について）を議題といたします。

本件についての説明を求めます。長塚スポーツ生涯学習課長お願いします。

○スポーツ生涯学習課長

それでは報告第5号、令和2年第1回取手市議会定例会に上程する教育に関する事務について定める議案についての専決処分の承認について（取手市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について）を御説明させていただきます。

令和2年第1回取手市議会定例会に上程される議案につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長より意見を求められましたが、委員会を開催するいとまがなかったため、取手市教育委員会の教育長に対する事務専決規定第2条第1項の規定に基づき、異議がない旨の回答したことを御報告させていただきます。

3 ページをご覧ください。提案理由といたしましては、取手市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の経過措置期間が令和2年3月31日で期限を迎えることから、小学校の授業休業日における放課後児童健全育成事業所の開所時間を1日当たり4時間としていた経過措置規定について、現状の放課後児童支援員の人員の確保等の現状を踏まえ、経過措置の期間を5年間延長するとともに、放課後児童支援員研修の修了見込み者の取り扱い及び年間開所日数に関する経過措置規定を削除するため、本条例の一部を改正するものでございます。

4 ページをご覧ください。表の右側が改正前、左側が改正後となります。付則第2条を削除し、同第3条見出しの改正前「及び日数」を削除し、同第3条改正前「施行日」を改正後「この条例の施行日」に、改正前「令和2年3月31日」を改正後「令和7年3月31日」に、改正前「4時間」と、同条第2項中「250日」とあるのは「240日」を改正後「4時間」とし、改正後は第2条と改めるものでございます。付則としまして「この条例は、令和2年4月1日から施行する。」とするものでございます。

4 ページについて、簡単に説明させていただきますと、1点目としまして、経過措置期間中につきましても、茨城県知事及び政令指定都市の長が行う研修を修了した者のみ、修了する見込みの者につきましても支援員として扱ってきたものが、令和2年4月1日以降は明確に、その研修を修了した者を支援員、していないものを補助員として区分することとなるため、この規定を削除するものでございます。

それから、時間につきましてもとありますが、令和2年3月31日までの間につきましても、小学校休業日の開所時間について、こちらは土曜日なんですけど「4時間」としていた経過措置規定につきましても、現状では1日8時間の開所を行うため、放課後児童支援員の人員の確保が困難なことを踏まえまして、令和7年3月31日までの5年間、経過措置の期間を延長し、支援員の確保を行うものでございます。

3点目といたしまして、令和2年3月31日までの間、年間の開所日数を240日としていた経過措置規定につきましても、既に現状で開所日数が基準の日数250日を充足していることを踏まえまして、規定を削除するものでございます。

説明は以上となります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○教育長

以上で説明が終わりました。

この件につきましても質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

○櫻井委員

条例に関してではないんですけど、先ほど説明もありましたが、現状での人員の確保の状況を鑑みてというお話でしたが、現状での人員の確保状況はいかがでしょう。

○スポーツ生涯学習課長

お答えいたします。現在、放課後子どもクラブの支援員につきましても、おおむね90名前後で推移しております。理由としまして、支援員の高齢化、それから親の介護等の理由で辞められる方がふえてきているのが現状でございます。このような中、スポーツ生涯学習課としましては、支援員の確保のためにハローワークへの求人募集、それから今月の新聞折り込みで求人募集のチラシを配布、各家庭に新聞折り込みで配布したり、市のホームページ、それから市の広報紙におきまして支援員

の募集をかけております。以上です。

○櫻井委員

今 90 名とありましたが、これは必要人数何名に対して 90 名ということでしょう。お伺いしたいです。

○スポーツ生涯学習課長

お答えいたします。現在、放課後子どもクラブを運営するに当たりましては、基準を満たしている数字ではありますが、ただ、支援員にも交代でお休みをさせなければならないという部分もありますので、それを考えますと 96 名から 97 名は必要かなと考えております。

○櫻井委員

わかりました。ありがとうございます。大幅に足りないというのではなくて、ちょっと安心しました。

○教育長

この放課後子どもクラブについては、ちょっと課題もございまして、その改善策なんかも講じているところもありますので、少し御意見をちょうだいする機会と説明する時間を別に設けないといけないかなと、今のやりとりをお聞きして思いますので、その辺、担当課長よろしくお願いします。

○スポーツ生涯学習課長

はい。

○教育長

そのほかございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

それでは質疑、御意見なしと認めます。質疑、御意見を終結いたします。

お諮りいたします。報告第 5 号は、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

御異議なしと認めます。報告第 5 号は、報告のとおり承認することに決定いたしました。

続いて報告第 6 号、令和 2 年第 1 回取手市議会定例会に上程する教育に関する事務について定める議案についての専決処分の承認について（令和元年度取手市一般会計補正予算（第 11 号）所管事項の同意について）を議題といたします。

本件について、順次、担当課長の説明を求めます。

○教育部長

初めに私のほうから御説明いたします。まず、この 3 月の補正予算の教育費にかかわる部分だけではなくて、3 月の補正予算でお手元の資料、ほとんど歳出予算見てもマイナス、減という数字ばかり上がっていると思います。これ 1 つずつ御説明していくと、大変な時間がかかると思いまして、その内容として私から御説明申し上げたいのは、請負差金がございますよね。何か事業を発注して請負差金、そういったものの関係ですべて減という数字になっております。なぜこれを減にするかというと、最終の補正予算で決算見込み額を出すということが 1 つの目的と、それからお手元の資料の減になっているところ、左側の特定財源というところが減になっ

ていると思うんです。こういう特定財源のものが絡む予算については、補正予算の3月補正で計上するというのが取手市の中の一定のルールとしてありますので、それに伴った減額補正というのがほとんどでございます。ですので、その請負差金の部分に関しては、1つ1つ御説明しなくてもよろしいのかなということをちょっと御提案させていただいて、そのような説明の中で、これから石塚次長から説明してまいりますので、よろしくお願いたします。

○教育長

石隈委員は大丈夫ですか。説明が中途に……

○石隈委員

すみません。私の校務の関係で10時35分に退出しますので、恐縮ですけどよろしくお願いたします。

○教育長

それでは、石塚次長兼教育総務課長、説明をお願いいたします。

○教育次長兼教育総務課長

教育総務課の石塚です。報告第6号につきまして御報告をいたします。

こちらのほう、令和2年第1回取手市議会定例会に上程される議案につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、資料2ページにありますとおり市長より意見を求められましたが、教育委員会を開催するいとまがなかったため、取手市教育委員会の教育長に対する事務専決規程第2条第1項の規定に基づき、資料1ページにありますとおり異議がない旨を回答しましたので、御報告いたします。

令和元年度一般会計予算の教育費につきましては、補正前の額が43億7,408万2,000円でしたが、今回の補正予算で10億2,336万円を増額補正し、53億9,744万2,000円となりました。それでは、お手元の令和元年度取手市一般会計補正予算（第11号）抜粋資料をもとに、教育関係の補正予算につきまして、歳入歳出の順番で御説明をさせていただきます。

まず、歳入となります。資料10ページをお開きください。中段の15款、国庫支出金、1項、国庫負担金でございます。子育てのための施設等利用給付費負担金は、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が実施されたことにより、民間幼稚園の施設利用、預かり保育利用の給付に対しまして、国の負担割合が2分の1となったため1,481万7,000円を計上しております。

続きまして、資料11ページをお開きください。同じく国庫負担金、2項、国庫補助金、小学校費補助金、学校施設環境改善交付金です。令和2年度に実施を予定しておりました、宮和田小学校校舎・体育館大規模改造事業及び寺原小学校エレベーター改修事業が国の令和元年度当初予算追加交付分及び令和元年度第1号補正予算、安心と成長の未来を拓く総合経済対策の対象として採択となったことから、令和元年度予算に前倒しで計上するため、2億4,494万2,000円を計上するものです。続きまして、その下の中学校費補助金、学校施設環境改善交付金です。令和2年度に実施を予定しておりました、藤代南中学校を除く中学校5校の特別教室空調設置工事が、先ほどと同じく国の令和元年度第1号補正予算の対象として採択となったことから、令和元年度予算に前倒しで計上するため、6,432万2,000円を増額するものでございます。

続きまして11ページ、幼稚園就園奨励費補助金は、幼児教育・保育の無償化が実

施されたことにより、従前の就園奨励費補助金の令和元年9月までの歳出額が確定し、国から補助金の内示額について通知があったため688万円を減額しております。続きまして、子ども・子育て支援交付金は、先ほどと同じく幼児教育・保育の無償化に伴い、民間幼稚園の服飾材料費への給付に対して国の補助割合が3分の1となったため43万2,000円を計上してございます。

続きまして12ページとなります。16款、県支出金、1項、県負担金、子育てのため施設等利用給付費負担金は、幼児教育・保育の無償化に伴い、民間幼稚園の施設利用、預かり保育利用への給付に対して県の負担割合が4分の1となったため、740万8,000円を計上しております。続きまして、飛びまして、これは17款になります。財産運用収入となります。こちらは、学校施設整備基金の利子ということで、運用利息の確定に伴い4,000円を増額補正しております。

続きまして13ページの繰入金、基金繰入金、学校施設整備基金繰入金となります。こちらですが、学校施設整備基金繰入金です。令和元年度の基金充当事業の終了や、3月補正予算の財源調整により241万2,000円を減額補正するものです。続きまして、13ページ下段の21款、諸収入、3項、貸付金元利収入、奨学貸付金元利収入となります。償還猶予期間中の奨学生が貸付金を前倒しで一括償還したため、その貸付償還金192万円を増額補正するものです。

続きまして、22款、市債となります。こちら15ページとなります。防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債となります。宮和田小学校校舎・体育館大規模改造工事業及び寺原小学校エレベーター改修事業が国の補正予算等により、令和元年度事業として前倒しになったため、3億8,920万円を計上するものでございます。

続きまして、歳出に移らせていただきます。資料19ページ、9款、教育費、1項、教育総務費、学校施設整備基金積立金です。学校施設整備基金積立金の令和元年度の運用利息の確定に伴い、利子分4,000円を基金に積み立てるものです。続きまして、その下、2項、小学校費、小学校施設整備に要する経費です。小学校の児童数増に伴う小学校教室ロッカーの改修工事の契約差金により17万3,000円を減額、国の令和元年度当初予算追加交付分及び第1号補正予算で令和元年度事業として前倒しとなる寺原小学校エレベーター改修工事費495万円を増額、その差額の477万7,000円を増額補正するものでございます。

続きまして20ページ、小学校建設事業に要する経費、宮和田小学校です。宮和田小校舎・体育館大規模改造工事实施設設計業務委託料の契約差金により132万円を減額、国の令和元年度当初予算追加交付分で、令和元年度事業として前倒しとなる宮和田小校舎・体育館大規模改造工事監理委託料1,600万円を増額、及び宮和田小学校校舎・体育館大規模改造工事請負費7億5,000万円を増額、その差し引き額7億6,468万円を増額補正するものでございます。続きまして下段、3項、中学校費、中学校施設整備に要する経費です。藤代南中学校を除く5校の中学校特別教室空調設置工事实施設設計業務委託料、取手一中、取手二中の消防設備改修工事の契約差金により、それぞれ207万9,000円、125万3,000円、計333万2,000円を減額、国の令和元年度第1号補正予算で令和元年度事業として前倒しとなる中学校特別教室空調設置工事請負費3億6,000万円を増額、その差し引き額の3億5,666万8,000円を増額補正するものでございます。

続きまして22ページ、5項、社会教育費、福社会館改修事業に要する経費3,639万円を減額するものです。ほかの項目は、先ほど部長から御説明がございました契

約差金による減額となるものですので省略をさせていただきます。

一番最後、6ページをお開きいただきたいんですけども、こちらは繰越明許費となります。こちらの繰越明許費とは、経費の性質や予算の成立後何らかの理由でその年度内に支出を終わらない見込みがあるものについて、議会の議決を経て、翌年度に限り繰り越して使用できるようにする予算ということになります。9款、教育費、2項、小学校費、寺原小学校エレベーター改修事業の495万円、それと宮和田小学校校舎・体育館大規模改造事業の7億6,600万円及び3項、中学校費、中学校空調設備設置事業の3億6,000万円は、先ほど御説明しましたとおり、いずれも国の令和元年度当初予算追加交付分及び令和元年度第1号補正予算、安心と成長の未来を拓く総合経済対策の対象として採択となったことから、当初、令和2年に実施を予定した3事業を令和元年度事業ということで補正予算に前倒しして計上しておりますので、事業自体は令和2年度に繰り越して実施するものでございます。

簡単ではございますが、以上で報告第6号、令和元年度取手市一般会計補正予算(第11号)について、教育関連の説明を終わらせていただきます。

○教育長

説明以上ですか。国体のやつはいいの、24ページ。差金の関係のやつはいいんでしょうけど。現員現給の調整だから大丈夫。

○教育次長兼教育総務課長

はい。

○教育長

それでは、説明は以上でございます。

本件に対して質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

○櫻井委員

細かいところですが、資料19ページ、9款、3項、学校建設費で小学校教室ロッカー改修工事が減になってますけれど、これはやらなくてよかったのでしょうか。

○教育次長兼教育総務課長

こちらは今年度、高井小学校の児童数増に伴いまして、今まで普通教室として使っていなかった部分のロッカーを改修したわけなんですけれども、やらなかったというわけではなくて、その契約の差金です。予算を計上していて入札等でその差金が出た、その分を減額補正をしているということでございます。

○櫻井委員

わかりました。ありがとうございます。やっただいてよかったです。

○教育長

契約差金の説明多かったですけど、そのほかございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結いたします。

お諮りいたします。報告第6号は、報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

御異議なしと認めます。報告第6号は、報告のとおり承認することに決定いたし

ました。

続いて報告第7号、令和2年第1回取手市議会定例会に上程する教育に関する事務について定める議案についての専決処分の承認について（令和2年度取手市一般会計予算（教育費）所管事項の同意について）を議題といたします。

本件についての説明を求めます。田中教育部長お願いします。

○教育部長

令和2年度の取手市一般会計予算教育費ということでございますけれども、令和2年度の予算が決定しまして、これから議会に上程するわけでございますけれども、教育委員の皆様の中には初めて予算書というものを見る——こちらです。

〔田中教育部長予算書を示す〕

○教育部長

これは取手市の予算書というものです。A4横の冊子になっているものでございます。こちらをちょっと開いていただきたいんですけども、取手市の予算につきましては、まず7ページをお開きください。この7ページのところで取手市の予算につきましては、第1条で歳入歳出予算ということで、ここで予算というのは款項目という形で、国の総務省令に従って予算立てをする決まりになっております。今回、議会に本来お示しして議決していただく部分というのは、予算の款と項までになるんです。お手元の資料の8ページから、次のページめくっていただきますと8ページ、9ページ、10ページで歳入歳出予算で款と項という項目があると思います。ここまでが議決案件となるものなんです。これを実際、この款と項だけで記されていても、なかなか内容がわからないということで、その次の26ページから歳入が始まりまして、歳出は49ページからそれぞれ細かく予算立てをしております。これが予算積算の説明資料というルールになるんですけども、こういう予算の組み立ての仕方をしているということとをまず御理解いただきたいということです。

特に歳出予算は教育費でございますので、教育費は229ページをお開きください。229ページから教育費が始まります。こちらは一番左上のところに第9款というのが教育費になります。その下に、右のほうに項として1 教育総務費、左のほう表の中に、目とありますけれども、第1目で教育委員会費というのがございます。この目の下にぶら下がっているのが、それぞれの事業になるわけなんですけれども、取手市の予算の場合には、こういう事業立てした予算をしておりますので、こういう何々に要する経費、次のページとか見ていただきますと総務事務に要する経費ですとか、学務事務に要する経費ということで、それぞれの事務事業を予算の形にして、基本的にはわかりやすくしているつもりなんです。これでもなかなかわかりづらいと思いますので、お手元に予算説明書というのがあると思うんです。こちらです。

〔田中教育部長予算説明書を示す〕

○教育部長

予算説明書を今度開いていただきたいんですけども、152ページです。予算説明書は152ページからになります。ここから教育費の、先ほどありましたそれぞれの事務事業がずらっと並んでおります。先ほどの総務事務に要する経費というのは、事務だけの経費に関してはここに載せてはおりませんが、それ以外の事業については、ここで全て網羅しているような状況です。152ページから181ページまでです。それぞれの事業について、目的、内容が記されている。今度は、さらにこれ

がわかりやすい説明資料として、取手市の場合はこういう予算説明書というものを添付して、予算の審議に利用していただいているということで、こちらについては予算だけでなく決算も決算報告書という形で、予算と決算それぞれこういう形でお示ししているというのは、なかなか近隣でもないような取り組みをしているところでございます。皆さんに1つ1つ事業を予算と決算とわかりやすく説明するための資料ということで、これみんな各課自前で、印刷なんかもある部署がやっているというところで、手づくりの資料となっております。

今回、令和2年度の予算ということで、何度も何度も申しわけないんですけども、お手元にもう1つ予算の説明書がありまして、令和2年度当初予算（案）というA4冊子がございます。こちらの資料も、この予算を審議する上で、まず予算発表という作業がありまして、議会の皆様にもまずはこの令和2年度の予算の概要、それから新聞記者にも発表しますので、これは発表のための資料というふうに御理解いただければよろしいかなと思います。この資料で簡単に令和2年度の内容につきまして御説明させていただきますので、こちらのプレス発表用資料をご覧ください。

まず開いていただきますと、2ページ、3ページをご覧くださいんですけども、令和2年度の重点化5事業ということで挙げております。5事業のうちの1点目が魅力ある都市空間づくり、2点目が定住化促進及び――大丈夫ですか。2ページの中段です。定住化促進及び少子高齢化への対応ということで、ここで2番目に、高井小学校の放課後子どもクラブ室の新築事業1億2,716万円ということで、教育委員会が所管するのは、この定住化促進及び少子高齢化への対応で、まず1つ目玉事業として掲載してございます。3ページに3といたしまして、安全・安心な教育環境の実現ということで教育総合支援センターの機能拡充事業、それからその下、藤代小学校校舎大規模改造事業の実施設計になります。その下は、通学路整備事業ということで、これは所管は教育費ではございませんが、道路建設課でこれは継続して通学路の整備ということで1億1,500万円計上してございます。4点目の重点事業は、市民協働と持続可能な自治体経営。5点目に市制施行50周年ということで、こちらには上から3つ目ですか、東京藝術大学学生オーケストラ演奏会327万2,000円。一番下に、取手市史の追補版編さん事業681万5,000円ということで、ここに重点化5事業ということで、非常に予算も逼迫している中ではありますけれども、こういう重点的に予算を配分してきました。これについて特出ししているというアピールするための重点化5事業ということでございます。

次に1ページめくっていただきますと、予算の総括表ということで、一般会計でございますけれども、前年度と比較してマイナスの予算となっております。これは3年ぶりのマイナスという予算になりました。幾つか理由はあるんですけども、特に歳入歳出のところで主だったものを御説明いたしますので、お手元にはA3で大きな資料があると思います。特に、まず歳入のところをご覧くださいんですけども、取手市の予算につきましては369億6,000万円ということでございますが、特に歳入のところで大きく減しているもののうち、まず市税のところをご覧ください。一番上です。個人市民税につきましては、対前年で約2,000万円の増ということでございます。その下が法人市民税の現年分の減ということで、対前年比54.2%の減、7億9,700万円の減ということで、ここの法人市民税の減というのが取手市の予算編成、行政運営していく中では大変厳しい状況になりました。これは

12月の補正のときにも若干説明してまいりましたが、市内の大手企業が大変な減収になっているということが要因として挙げられております。さらに、法人税割という、これは国の制度でございますけれども、12.1%から8.4%に引き下げられたということが大きくて、7億9,700万というのは令和2年で法人市民税が6億7,400万円でございますので、平成20年のリーマンショックのときよりも低い予算額ということになってございます。歳入については以上です。

続きまして歳出をご覧くださいませいんですけれども、歳出については、それぞれの款につきましては細かく御説明はいたしませんので、下のほう教育費、第9款の教育費をご覧ください。対前年3億8,103万7,000円減の37億1,918万5,000円となっております。特に、新規事業と掲げられているものが右の説明の欄にあると思っておりますけれども、先ほども資料で説明しました教育総合支援センターの拡充事業、それから藤代小学校の改造事業に伴います実施設計、それから高井小学校の子どもクラブ室の新築事業として1億2,700万円、埋蔵文化財センターの改修事業として4,800万円の計上となっております。そのほか増減しているものは、お手元の資料のとおりとなっております。

簡単ではございますけれども、教育費について1つ1つの御説明ということになりますと、先ほど見たこの冊子の予算説明書に、それぞれ事業が計上されております。特に今回、記者に発表したときに新聞掲載もされて、委員にはお配りしてあったと思うんですけども、やはり教育総合支援センターの件が見出しになって大きく掲げられました。その部分だけでも説明をしようかなと思ひまして、こちらのプレス発表用の予算で申しわけないんですけども、こちらでよろしいでしょうか。こちらの16ページをご覧ください。特に、教育総合支援センターの機能拡充ということで4,854万7,000円となっております。前年度が3,719万6,000円でしたので、1,135万1,000円の増とさせていただきます。今回、この機能拡充につきましては、取手市いじめ問題専門委員会から提言を受けまして、これを着実に実行していくということで、旧戸頭西小にあります教育総合支援センター、こちらの機能を拡充いたします。1点目の再発防止策の専門職員ということで、こちらにつきましては、センターにいじめ対策室がございますけれども、現在、指導課におります指導主事の先生が兼務で、こちらの藤代庁舎とセンターを兼務しているような状況でございましたけれども、そこに兼務ではなくて専従で教育総合支援センターに指導主事の先生にまずは常勤していただくということと、それから市の職員も新たにそこに常勤の職員を配置するというものでございます。

それから、スクールカウンセラー・スーパーバイザーにつきましては、教育委員の皆様も御存じのとおり、藤原先生にお願いしているものは継続するんですけども、もう1名増員して、この体制を強化いたします。その予算が計上されて858万円、これは2人分です。858万円です。次に、心理専門相談員ということで、これも今年度から2名体制でスクールカウンセラー、それからスクールソーシャルワーカーを配置しておりますけれども、スクールカウンセラーの日数を3日から4日に1日追加してございます。

もう1点が学校連携支援員の配置ということで、これは新たな支援員のスタッフを配置する予定になっております。こちらは、これから小中学校で全員担任制、それからチーム指導、それから教育相談部会というものを4月から各小中学校で実施していく中で、この学校連携支援員をセンターに配置して、それぞれ相談部会の中

で小学校は毎週1回、中学校は月2回、教育相談部会を開催いたしますけれども、その部会にこの連携支援員を同行させて一緒に、学校と、センターと、それから教育委員会が連携するシステムを構築するためのものです。これを新たに配置いたします。

それと、新たな取り組みとしてはスクールロイヤー、これは弁護士さんを予定しておりますけれども、スクールロイヤーにつきましては、センターに常勤させるわけではございませんけれども、事案が発生したときにすぐ対応していただくために、これは年間100万円の予算の中で法律的な相談とか、それから相談だけではなくて、いろいろな知見のある方を選出いたしまして、先生たちへの研修会なども含めて、このスクールロイヤーを活用して、今度4月から取り組む3つの取組みの1つとして今回機能を強化したという内容となっております。

説明は以上でございます。

○教育長

以上で説明が終わりました。

本件に関して質疑、御意見ございましたらお願いをしたいと思います。

○小谷野委員

新聞関係の件でも、これだけ話題になるという状況で、いざその予算は確保できたものの人材的なものとしてどれほど確保できるのかなという心配がすごくありました。一般の小中学校でも教員が足りないという状況もありながら、一部新たな取り組みに対して人員を配置すると。これも特別職ですから、非常に見つけるのも大変だという状況もあったと思うんですけど。話せる範囲でいいんですが、配備状況というのは、どの程度まで来ているんですか。

○指導課長

現在、スクールロイヤーやスーパーバイザーにつきましては、この方をお願いしようということをお話を進めているところでございます。また、スクールカウンセラー等につきましても、この方をお願いしようという形で現状進めているところです。スクールソーシャルワーカーは現在募集といたしますか、人材を探す活動をしているところでございます。また、学校連携支援員、それから適応指導教室等の教育相談員、こちらについてもおおむね人員の確保ができているという状況でございます。

○小谷野委員

わかりました。本当に学校がもう本気でやらなきゃならない。そういった意味では、どういう体制で委員会が進めようとしているかということもきちんと見て、わかっただけのためにも、この体制はすごくいいと思うんですよ。本当にこれから機能的に動いてもらえることを期待していきたいと思います。ありがとうございました。

○教育長

若干補足というか、専門職員の場合で、センターに課長級を置くということで、教頭経験者ということで県にお願いしているところで、ほぼめどは立っているところです。取手の状況なんかも詳しい方で、生徒指導とか非常にたけている方をお願いしている過程であります。スクールロイヤーについても、きちんとした推薦手順を踏んで、ある程度目星を立てていますので、法律に詳しいばかりじゃなくて学校の状況にも精通されている方なので、それは私どもとしても願うところなので、学

会推薦という形をとらせていただいて、ほぼめどはついているところです。

スーパーバイザーについても、藤原先生とともに学識経験ということで、藤原先生は現場と専門の経験の両方おありになります。もう1人はどちらかということと心理専門的な方ですが、どちらも学校の状況も把握されている方ということで今お願いを考えているところです。そのほかございますか。

○櫻井委員

教育総合支援センターにつきましては、今の御説明から、いじめに関する内容についての対策強化、あるいは手当の強化ということで、施策を進めておられるところですが、その一方で教育相談支援センター、適応指導教室も併設されておりまして、実際に私も個人的に相談を受けている生徒さんとか相談センターにつないでいる生徒さんもおります。そういった方々の適応指導、不登校であるとか、そういった適応指導についてのニーズもかなりふえていると思います。これらスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー、配置される方々がいじめ問題に偏ることなく、総合的な教育支援につながるような活動をしていただきたいと思っております。

○指導課長

ありがとうございます。教育総合支援センター内の適応指導教室、こちらに関しても教育相談員を当然配置しておりますし、あわせて適応指導教室でもしっかりと運営ができるようにという形で、今回週4日という形で教育相談員、経験のある方をリーダー的な存在として、適応指導教室のまとめ役としてお願いしているところです。さらに、こちらには先ほどもございましたスクールカウンセラー・スーパーバイザーとか、そういう方々もいろいろな御意見をいただいたりしながら適切な適応指導ができるように設定しているところでございます。以上でございます。

○櫻井委員

もう1点よろしいですか。先ほど申し上げた適応指導教室に通われている方々、実際なんです、医療機関を受診されている子たちがほとんどです。ですので、現在そちらの教育総合支援センターには心理専門職というような形で、こういった方々が配置されてるようですけど、将来的には医療関係、そちらともつなぐような立場の方も配置していただきたいなと思っております。

○指導課長

本当に1つのいい御意見という形で、検討させていただきたいと思っております。市にも医療や福祉にたけている方というのがたくさんいらっしゃいますので、そういうところからの人の交流というか、そういうのも考えているところでございます。以上でございます。

○教育長

よろしいですか。そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結いたします。

お諮りいたします。報告第7号は、報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

御異議なしと認めます。よって報告第7号は、報告のとおり承認することに決定いたしました。

続いて、報告4につきましては、放課後子どもクラブに在籍する個人が特定できる情報を含む報告内容となっているところでございます。よって、議事を非公開とすることを発議したいと思っております。

お諮りいたします。報告4につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書きの規定により議事を非公開としたいと考えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

御異議ございませんので、報告4につきましては非公開といたします。

ただいま非公開とすることが議決されましたので、議事が終了するまでの間、傍聴の皆様には御退席をお願いしたいと思います。

〔会議室閉鎖〕

○教育長

傍聴者が退席されましたので、引き続き会議を再開といたします。

報告4、放課後子どもクラブにおける保護者からの相談についてを議題といたします。

長塚スポーツ生涯学習課長、報告をお願いいたします。

○スポーツ生涯学習課長

報告に入る前に1件発言の訂正を求めたいのですが、よろしいでしょうか。

○教育長

どうぞ。

○スポーツ生涯学習課長

報告第5号のところで櫻井委員から御質問がございました、現在の支援員の数、それから本来必要な数というところで97名と御報告したんですが、正しくは現在の支援員の数が97名、そして本来必要な数というのが101名となっておりますので、ここで訂正をさせていただきます。

○教育長

ということで、よろしくをお願いいたします。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

はい。それでは、長塚スポーツ生涯学習課長、改めて報告をお願いします。

(非公開のため説明・審議は省略)

○教育長

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて報告4の質疑、御意見を終結といたします。

以上で報告4の議事を終わります。

非公開とした件の議事が終了しましたので、会議の非公開を解除いたします。

〔会議室開鎖〕

○教育長

次に、その他に入ります。

事務局から報告等をお願いいたします。

○教育総務課課長補佐

事務局より御報告申し上げます。お手元にお配りしてあります、令和2年3月行事予定表をご覧いただきたいと思っております。中止になってしまったものもありますので、ちょっと空白目立つんですけれども、主なものを御説明いたします。

まず、3月1日日曜日、2月17日から始まっております埋文センター開館20周年記念の企画展が4月26日まで、埋文センター展示室で行われております。また、この日が最終日になりますが、取手市民美術展（市展）の書・写真・工芸・デザインの部が取手アートギャラリーで開催されております。下に行きまして、3月12日午前中、中学校卒業式が予定されております。下に行きまして、3月15日日曜日、とりで美術の歩み展ということで取手アートギャラリーで、26日まで行われます。

また、例年3月半ば、茨城県の教職員の人事異動の内示、そちらに合わせて臨時会が開催されます。正式に決定いたしましたら御通知を差し上げますので、御確認をいただきたいと思っております。

右側に移りまして、3月18日10時から藤代幼稚園の卒園式。次の日、19日午前中に小学校卒業式が予定されております。下に行きまして3月24日、この日が小中学校修了式になっております。また、午前中に総合教育会議が予定されております。午後には教育委員会の定例会が予定されております。こちらについても正式な日時等を決定いたしましたら御通知を差し上げますので、御確認をいただきたいと思っております。

主なところは以上になります。

○教育長

以上で、今定例会に付議されました事件の審議は全て終了いたしました。

令和2年第2回教育委員会定例会を閉会といたします。

午前11時45分閉会

取手市教育委員会会議規則第12条第2項の規定により署名する。

教育長 _____